

マクロライド系抗菌剤  
要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

# タイロシン注200「SP」

## 【本質の説明又は製造方法】

タイロシン注 200「SP」は、マクロライド系抗生物質タイロシンを 20 % 含有する注射剤である。  
タイロシンは、ブドウ球菌、レンサ球菌、マイコプラズマ等に優れた抗菌力を発揮する他、好中球やマクロファージ等に高濃度に移行する。

## 【成分及び分量】

品名	タイロシン注 200「SP」
有効成分	タイロシン
含量	本品 1 mL 中に 200 mg (力価)

## 【効能又は効果】

### 有効菌種

豚丹毒菌、キャンピロバクター、マイコプラズマ、  
本剤感受性の次の菌種：ブドウ球菌、レンサ球菌

### 適応症

牛：肺炎、乳房炎、子宮内膜炎

豚：豚丹毒、肺炎、細菌性下痢症、細菌性関節炎

## 【用法及び用量】

1 日 1 回、体重 1 kg 当たりタイロシンとして下記により筋肉内に注射する。

牛：4～10 mg (力価)、1～5 日

豚：2～10 mg (力価)、1～3 日

## 【使用上の注意】

### (基本的事項)

#### 1. 守らなければならないこと

##### (一般的注意)

- 本剤は、要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- 本剤は、効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- 本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
- 本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。
- 本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（牛、豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。  
牛：食用に供するためにと殺する前 28 日間又は食用に供するために搾乳する前 96 時間  
豚：食用に供するためにと殺する前 28 日間

### (取扱い及び廃棄のための注意)

- 小児の手の届かないところに保管すること。
- 本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。

- 期限を過ぎたものは使用しないこと。
- 使用時には、ゴム栓をエタノール綿等で清拭すること。
- 注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- 本剤を分割使用する場合は、速やかに使用すること。
- 本剤は他剤と混合すると結晶が析出する場合があるので、他剤と混合しないこと。
- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

## 2. 使用に際して気を付けること

### (使用者に対する注意)

- 誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
- 本剤には起炎性があるとの文献報告があることから、取扱いに際しては目や皮膚に付着しないように注意すること。目や皮膚に付着した場合には、直ちに水で洗い流すこと。

### (牛及び豚に関する注意)

- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- 1 回の投与量が多い場合又は連続投与する場合は注射部位を変えること。

### (専門的事項)

#### ①重要な基本的注意

- 本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、適応症の治療上必要な最小限の投与にとどめること。

#### ②副作用

- 本剤は注射部位で腫脹、疼痛を起こすことがある。

### 【薬理学的情報等】

#### (薬効薬理)

- タイロシンは土壤中の放線菌の一種である *Streptomyces fradiae* の発酵により産生される 16 員環のマクロライド系抗生物質で、グラム陽性菌、マイコプラズマ及びある種のグラム陰性菌に対し有効である。
- 他のマクロライド系抗生物質同様、リボソームの 50S サブユニットと結合し、アミノアシル tRNA 及びペプチジル tRNA の転移反応を抑制することによってタンパク質合成を阻害し、菌の増殖を抑制する。

### 【包装】100 mL 瓶入

### 【製品情報お問い合わせ先】

MSD アニマルヘルス株式会社

東京都千代田区九段北一丁目 13 番 12 号

TEL 03-6272-1099 FAX 03-6238-9080

製造販売元

シオノギファーマ株式会社

大阪府摂津市三島 2 丁目 5 番 1 号

発売元

MSD アニマルヘルス株式会社

東京都千代田区九段北一丁目 13 番 12 号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。